和泊町立小中学校あり方検討委員会の運営方針について

あり方検討委員会の目的

和泊町立小中学校あり方検討委員会（以下、「委員会」という。）は、和泊町の子どもたちに「最良の教育環境」を提供するため、学校の再編・適正規模化の方向性を審議し、教育委員会へ答申することを目的としています。

委員会は、「統廃合ありき」ではなく、現状の課題を真正面から見つめ、あらゆる選択肢を排除せず、町民の考えや想いを尊重し、「子どもファースト」の視点で議論を進めます。

第１章　なぜ今、検討が必要なのか（現状分析）

学校の再編・適正規模化の検討は、単なる施設の統廃合ではなく、和泊町の将来の姿を描く重要な取組みです。現在、和泊町が直面している課題は以下の３点です。

課題の種類	具体的な内容
教育的課題	児童生徒数の減少により、小学校において複式学級が拡大し、子どもたちが切磋琢磨する機会の減少や、専門教科の教員確保が困難になる可能性がある。
物理的課題	小中学校の校舎に係る長寿命化改修工事の更新時期を迎えており、維持管理費が今後の財政を圧迫するおそれがある。また、離島という地理的条件から、建設コストが本土と比較して割高になりやすい。
心理的課題	・学校は地域の核であり、再編に対する議論が感情論に陥りやすい傾向がある。 ・住民は、学校に強い思い入れがあり、その声を丁寧に受け止める必要がある

これらの課題を乗り越えるため、本委員会は「誰のために、何を決める場所なのか」を明確にした運営方針のもとで議論を進めます。

第２章　委員会の構成・運営に関する基本事項

（１）委員の構成・定数・任期

委員の定数は 25 名以内とし、次の区分から選任しました。委員の任期は答申の提出をもって終了とします。

委員	区分	具体的な想定
１号	学識経験者	大学教授・教育行政の有識者

２号	保護者代表	各小中学校 PTA 代表
３号	地域代表	和泊中学校区・城ケ丘中学校区　区長会代表
４号	教育関係者	各小中学校長・各こども園長
５号	町内関係団体	各種協議会代表
６号	その他	未就学児保護者代表（子育て世代）
事務局	行政	和泊町教育委員会事務局・こども未来課等

（２）会議の開催と意思決定

●委員会は原則として２か月に１回開催し、必要に応じて臨時会を開くことができます。
●会議の成立は委員の過半数の出席を要件とします。
●議事は原則として委員の合意形成を目指しますが、合意に至らない場合は出席委員の過半数による決議とします。
●委員は職務上知り得た個人情報・未公表情報を外部に漏らしてはなりません。

（３）答申後の取扱い

教育委員会は、委員会からの答申を最大限に尊重し、その内容を踏まえた施策を立案します。答申内容を採用しない場合または修正する場合は、その理由を住民に対して公式に説明するものとします。

第３章　委員会運営の４つの柱

■柱１　「子どもの学び」を最優先とする基本理念

〈最良の教育環境の定義〉
子どもたちが、同年代の仲間とともに切磋琢磨し、専門的な指導のもとで多様な学びに挑戦できる環境。どこに住んでいても、等しくその機会が保障される状態。

この定義を出発点として、次の観点から根拠に基づく議論を行います。

●複式学級の影響について

複数学年が同一教室で学ぶ環境が、子どもたちの学習機会・学力・社会性の発達にどのような影響をもたらすか、国・県のデータおよび他自治体事例を用いて具体的に検証します。

●専門教科の教員配置について

理科・音楽・体育・外国語等の専門的な授業を受ける権利を、すべての子どもに保障するために必要な学校規模を検討します。

●部活動・課外活動の多様性について

子どもたちが多様な活動に挑戦できる選択肢を確保するための方策を検討します。

●島内連携の可能性について

小中一貫教育・合同授業・ICT を活用した遠隔授業など、再編以外の選択肢も排除せずに検討します。

「コスト削減」や「施設の効率化」は、この委員会における目的ではありません。
子どもの学びを守るための財源を生み出す「手段」として位置づけ、議論の主軸は常に子どもの教育環境の向上に置きます。

■柱２：多様な地域の声の参画と、徹底した透明性の確保

一部の有識者だけで方向性を決めてしまうと「決め方が不公平だ」という不満が生まれます。プロセス自体の公正さが、結論への信頼につながります。 本委員会では、以下の原則のもと、情報公開と住民参画を徹底します。

【情報公開の原則】

公開の対象	公開方法
委員名簿（基本情報）	町ホームページ・広報紙
会議の開催日・会場	町ホームページ等
会議資料	町ホームページ（情報公開条例の範囲内）
会議録 （委員氏名非公開の概要版）	町ホームページ
会議の様子（撮影画像）	広報活動・報道対応として公開

●会議は原則として公開とします。ただし、個人情報を扱う事項については、出席委員の過半数の議決により非公開とすることができます。

●傍聴・取材・情報発信のルールの詳細については、別紙「傍聴・情報公開基準」を参照してください。

■柱３：データに基づいた客観的な議論

感情的な議論を避けるため、全員が同じデータを見て話せる環境を用意します。

活用するデータの種類

データの種類	内容
将来推計児童生徒数	住民基本台帳をもとにした地区別・学校別の推計
学校施設診断データ	各校舎の耐震診断・老朽化診断の結果と改修費用の試算
通学シミュレーション	スクールバス運行ルート・台風・大雨時の代替手段を含む具体的な検討
財政データ	基準年度を設定した学校維持管理費・整備費の比較（現状維持案・再編案を対比）
他自治体の事例	離島・中山間地域における再編事例のメリット・デメリットの整理

【可視化の工夫】

- 地図・グラフ・表を積極的に使用し、住民が直感的に理解できる資料を作成します。
- 「事実（データ）」と「推測（仮説）」を資料上で明確に区別して表記します。
- 個人が特定されるおそれのある情報は、公表しません。

■柱４：双方向のコミュニケーション（合意形成プロセス）

「決まったことを報告する」だけの場では住民の不満が蓄積します。本委員会は「一緒に考え、一緒に決める」プロセスを構築します。

【具体的な取組み】

- アンケートの実施

小学４年～６年生、中学全学年、および町内全世帯を対象にアンケート調査を実施し、幅広い住民意見を定量的に把握します。特に、小学４年～６年生および中学全学年を対象とするアンケートについては、児童生徒の回答を基本としつつ、ご家庭で保護者の方と一緒に考えて回答いただきます。これにより、多角的な視点からの意見収集を目指します。（第１回委員会後、R8 年 7～8 月を目標に実施）

第４章　審議スケジュール（案）

※具体的な日程は委員会発足後に確定しますが、おおむね以下の流れで進めます。

会議	開催時期	フェーズ	議事内容
第１回	R8 年 6 月	現状把握 課題共有	①委員会の運営方針の確認・承認 ②将来推計児童生徒数等の共有 ③今後のスケジュールの確認
	R8 年 7 月～8 月	住民意見収集	全世帯・全児童生徒対象アンケートの実施・
第２回	R8 年 10 月	住民意見の 収集分析	①アンケート結果の報告 ②住民意見の類型化・分析 ③次回に向けた論点の整理
第３回	R8 年 12 月	各案の検討	①アンケートで明らかになった課題に対する案の提示 ②方向性の絞り込み
第４回	R9 年 2 月	答申案の審議	①答申案（骨子）の審議 ②委員意見の調整・集約
第５回	R9 年 5 月	答申案の最終確定	①答申書（最終案）の審議・確定 ②教育委員会への答申予告・日程調整
答申	**R9 年 6 月**	教育委員会への 正式答申	①委員長から教育委員会教育長へ答申書を提出 ②教育委員会による答申の受理・公表 ③住民への答申内容の公開・説明

【先進地視察について】

委員会の視野を広げ、議論に具体的な参考事例を持ち込むため、他自治体への先進地視察を実施します。

目　的：離島・中山間地域における学校再編の実態と成果・課題を直接確認し、答申の質を高めること

規　模：委員５名程度（PTA 代表者等を優先的に選定予定。）

実施時期：R8 年 10〜11 月を目標

報告義務：視察終了後、委員会において視察報告書を全委員に配布・報告する

【参考】　学校再編の留意点（必ず押さえるべき事項）

①通学の安全確保

再編により通学距離が延びる場合、スクールバスの運行及び通学路の安全確保は必須条件です。和泊町特有の気候条件（台風・大雨）を考慮したルート設計・代替手段の確保について、関係部署と連携して事前に具体案を検討します。

②「地域の拠点」としての機能の継承

学校がなくなる地区の避難所機能および地域行事の場の維持については、関係機関との横断的な連携体制を再編前に確立します。「学校はなくなっても、地域の絆は守る」という姿勢を、計画に具体的に反映させます。

③教職員への支援体制の具体化

学校再編（備品の移動・カリキュラムの統合・校務分掌の再編等）は、現場の教職員に多大な負担をもたらします。教育委員会事務局は以下の支援措置を事前に計画します。

・移転・整備業務への専門業者・支援員の活用
・移行期間中の業務量に応じた人員配置の検討
・教職員へのヒアリング体制の設置（意見・不安を吸い上げる窓口の確保）
・カリキュラム統合に関する研修・サポートの提供

④島外転出の抑制と教育水準の「見える化」

教育環境の変化を理由とした子育て世代の島外転出を防ぐため、再編後の教育水準の向上を具体的な指標と数値で公表します。「再編したら良くなった」を言葉ではなくデータで示し続けます。

⑤国・県の計画との整合性の確認

鹿児島県教育振興基本計画および文部科学省の方針との整合を確認しながら議論を進め、補助金・交付金の活用可能性についても調査します。

共通理念

「学校を守ること」と「子どもの未来を守ること」が、時に相反することがあります。本委員会は、すべての委員・関係者が「子どもたちの未来のために最善を尽くす」という一点で結ばれた場であることを、共通の理念として掲げます。

会議の公開・情報公開基準

第１条　会議の公開原則

委員会の会議は、原則として公開とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、出席委員の過半数の議決により、当該会議または当該議題を非公開とすることができます。

【非公開事由】

非公開事由	具体的な例
① 個人情報を含む事項を審議する場合	特定の児童・家庭に関する情報など
② 公開により公正・円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合	委員の自由な意見交換が妨げられるおそれがある場合など
③ 和泊町情報公開条例の規定により非公開とすべき情報を扱う場合	未公表の行政情報など

第２条　会議開催情報の事前公表

委員会の会議を開催する場合は、開催日の１週間前までに、以下の事項を和泊町ホームページに掲載します。

ただし、緊急に開催する必要が生じた場合はこの限りではありません。

公表項目	内容
① 会議の名称	「第〇回　和泊町立小中学校あり方検討委員会」
② 開催日時	年月日・開始時刻・終了予定時刻
③ 開催場所	会場名・所在地
④ 議題	審議予定の議題一覧
⑤ 公開・非公開の別	非公開の場合はその理由も明示
⑥ 傍聴席数	当日の傍聴定員
⑦ 傍聴の手続き	受付方法・受付開始時刻
⑧ 問い合わせ先	担当課・電話番号・メールアドレス

第３条　傍聴の手続き

（１）傍聴できる方

和泊町内外を問わず、どなたでも傍聴できます。ただし、第１条の規定により非公開と

された会議（または議題）については、この限りではありません。

（2）受付の方法と時間

傍聴の受付は当日・先着順とします。

受付は会議開始の 30 分前から 10 分前までの間に、会場受付にて行います。

（3）受付時の記載事項

傍聴を希望される方は、受付にて傍聴簿に以下の事項を記載する。

・氏名
・住所（任意）
・連絡先（任意）

第４条　傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議の傍聴にあたり、以下の事項を遵守すること。

区分	内容
静粛の保持	会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により発言への賛否を表明しないこと
議事の妨害禁止	騒ぎ立てるなど、議事の進行を妨げないこと
飲食・喫煙の禁止	会場内での飲食または喫煙を行わないこと
撮影・録音の制限	写真撮影・録画・録音は原則として禁止する。ただし、報道機関については、委員会の許可を得た場合はこの限りではない
その他	係員の指示に従い、会場の秩序を乱す行為を行わないこと

上記の事項に違反した場合、または係員の指示に従わない場合は、委員会の長の判断により退場を求めることがあります。

第５条　傍聴者への資料提供

公開会議の傍聴者には、次の資料を提供します。

資料の種類	提供方法
会議資料 （非公開情報を除く）	当日・会場にて配布（または閲覧）
会議録概要版	町ホームページへの掲載

会議資料のうち、和泊町情報公開条例の規定に該当する非公開情報が含まれる部分については、該当箇所を除いた形で提供します。

第６条　情報公開の対象と方法

（１）公開する情報

公開対象	公開方法	公開時期
委員名簿 （氏名・区分・所属）	町ホームページ・広報紙	委員会発足後、掲載
会議の開催情報 （日時・場所・議題）	町ホームページ	開催１週間前まで
会議資料 （非公開情報を除く）	町ホームページ	会議開催日まで（可能な限り事前公開）
会議録 （委員氏名を非公開とした概要版）	町ホームページ	会議終了後、速やかに（原則として１か月以内）
会議の様子を撮影した画像	広報紙・町ホームページ・報道機関への提供	随時
答申書（最終版）	町ホームページ・広報紙・住民説明会	答申後、掲載

（２）非公開とする情報

以下の情報は、非公開とします。

①和泊町情報公開条例の規定により非公開とすべき情報
②特定の個人が識別できる個人情報
③委員の発言者氏名（会議録概要版における個人の発言）
④審議中の未確定情報であって、公開により審議の公正性を損なうおそれがある情報

第７条　報道機関への対応

（１）取材の基本対応

報道機関等からの取材については、原則として事務局（和泊町教育委員会事務局）が対応します。個々の委員への直接取材については、委員長の判断を経て対応します。

（２）撮影・録音の許可

報道機関が会議の撮影・録音を希望する場合は、事前に事務局へ申し出てください。委員会の許可を得た範囲で対応します。

（３）委員個人による情報発信

委員が会議の内容・経過について外部に情報発信する場合は、必ず事前に事務局へ相談してください。委員会として未確定の内容や、個人が特定される情報の発信は、議論の公正性を損なうおそれがあります。

第８条　個人情報の保護

委員および事務局は、委員会の職務上知り得た個人情報を適切に管理し、当該目的以外には使用しません。また、和泊町個人情報保護条例の規定を遵守します。

第９条　この基準の改正

本基準の改正が必要な場合は、委員会の議決により行うものとします。

【参考】傍聴の流れ（当日の手順）

【会議開始 30 分前】

↓

受付開始（傍聴簿に記載・資料の受け取り）

↓

先着順に定員まで受付（定員到達次第、受付終了）

↓

【会議開始 10 分前】

↓

受付終了・係員の案内に従い傍聴席へ着席

↓

【会議開始】

↓

静粛に傍聴（発言・撮影・録音は禁止）

↓

【会議終了】

↓

係員の指示に従い退場

↓

会議録概要版は後日、町 HP に掲載